

2015 JMRC東北モータースポーツフェスティバル in エビス

特別規則書

第1条 競技会の名称

2015 JMRC東北モータースポーツフェスティバル in エビス

第2条 競技種目

ジムカーナ

第3条 開催日程

2015年11月23日(月・祝)

第4条 競技会開催場所

※エビスサーキット 南コース及び西コース

〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1 TEL:0243-24-2163 FAX:0243-24-2936

第5条 オーガナイザー

※ JAF公認・奥州ビクトリーサークルクラブ(奥州VICIC) 代表者 小野 守平

〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-6-26-102 TEL 022-225-5037 FAX 022-225-5138

※ 協力 : JMRC東北/JMRC東北ジムカーナ部会

第6条 大会役員

大会会長 小野 守平(JMRC東北運営委員長)

大会副会長 藤村 幸雄(JMRC東北顧問)

大会副会長 佐藤 栄一(JMRC東北顧問)

第7条 大会組織委員会

組織委員長 畑山 忠彦(JMRC東北ジムカーナ副部会長)

組織委員 植松 聖史(JMRC東北ジムカーナ部会長)

組織委員 立川 敬士(JMRC東北ダートトライアル部会長)

第8条 競技会主要役員

審査委員長 加藤 正美(JMRC東北審査員部会長)

審査委員 古川 金美(JMRC東北委員)

競技長 中村 義彦 副競技長 佐藤 尚則

コース委員長 佐藤 尚則 救急委員長 畑山 和樹

技術委員長 米森 貴志 事務局長 畑山 忠彦

計時委員長 岡 義久

第9条 参加申し込み. 費用. 期間

1) 申込先

奥州ビクトリーサークルクラブ(奥州VICIC) 担当 畑山 忠彦

〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-6-26-102 TEL 022-225-5037 FAX 022-225-5138

※振込先

七十七銀行(シチジュウシチ) 栗生支店(クリウ) 普通 5026253

口座名 奥州ビクトリーサークルクラブ 事務局 畑山 忠彦

2) 参加受付期間

11月2日(月)～11月14日(土)必着

3) 提出書類

所定の参加申し込み用紙. 改造申告書に必要事項を記入し署名捺印し、以下の参加料を添えて期間内に申し込む事。

4) 参加料(現金書留及び銀行振込)

¥ 10,000-

5) クローズドクラス ¥ 10,000- (仮会員費む)

国内B級ライセンス取得可(別途料金必要)

第10条 競技&公開練習のタイムスケジュール

ゲートオープン.....6:30~

参加受付.....7:00~ 7:30(西コース)

開会式.....7:40~ 7:55(西コース)

※南コースへ移動

公式車検.....8:30~ 9:00

慣熟歩行.....8:50~ 9:30

ドライバーズブリーフィング...9:45~10:00

第1ヒートスタート.....10:15~(2ヒート連続)

※西コースへ移動

慣熟歩行.....13:30~14:00(予定)

第1ヒートスタート.....14:15~(2ヒート連続)

表彰式.....正式結果発表後(合同)

第11条 競技方式

南コース(2トライ)及び西コース(2トライ)各コースでのベストラップの合計タイムでの順位とする。

第12条 その他の事項

- 1) 公式通知の掲示場所...パドック内掲示板
- 2) ドライバーズブリーフィング...タワー前コース上もしくは、ブリーフィングルーム
- 3) ドライバーの服装はスピード行事競技開催規定に従う事。

第13条 競技の参加制限

- 1) 最大参加台数は原則として制限しない。

第14条 参加車両・選手権部門及びクラ区分

※B車両(ライセンス所持者)

S-FWD(Sタイヤ) : S-RWD(Sタイヤ) : S-4WD(Sタイヤ)

R-FWD(ラジアルタイヤ) : R-RWD(ラジアルタイヤ) : R-4WD(ラジアルタイヤ)

※クローズド(CL) ライセンス無

第15条 参加受理

- 1) 参加受理に関しては、JMRC東北のホームページを確認して下さい。また、不受理もしくは、不成立の場合は電話にて、その旨通知する。
- 2) 正式受理後の参加料は競技会を中止した場合を除き返金されない。

第16条 計時

スピード行事開催規定第14条に従う。

光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2個以上のストップウォッチを使用する。

第17条 賞典

全クラス1位～3位 JAFメダル 全クラス1位～6位 副賞

※各クラスの優勝者は12月6日(日)シリーズ表彰式にて表彰します。(CLクラスは除く)

第18条 賞典の制限(出走台数)

3台…1位、4～5台…2位、6～7台…3位、8～9台…4位、10～11台…5位、12台以上…6位

第19条 遵守事項

- 1)すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗っ取ってマナーを保たねばならない。
- 2)競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
- 3)オーガナイザーや大会後援者・競技役員・審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4)すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。
- 5)競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第20条 損害の補償

- 1)参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2)参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAFおよびオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

大会組織委員会